

報告第20号

令和7年度守谷市の公営企業会計資金不足比率の報告について

令和7年度守谷市の公営企業会計資金不足比率について、本市監査委員の審査を経たところ別紙審査意見書のとおりにつき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

令和8年8月28日 報 告

守 谷 市 長 松 丸 修 久

（単位 %）

公営企業会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	— (20.0)	
公共下水道事業会計	— (20.0)	
農業集落排水事業会計	— (20.0)	

備考

- 1 資金不足額がないため、「—」と記載した。
- 2 経営健全化基準を括弧内に記載した。

守 監 発 第 9 号
令和8年8月14日

守谷市長 松 丸 修 久 様

守谷市監査委員 高 瀬 尚 則 

守谷市監査委員 山 本 広 行 

令和7年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計、守谷市公共下水道事業会計及び守谷市農業集落排水事業会計）経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された、令和7年度における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

令和7年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計、守谷市公共下水道事業会計及び守谷市農業集落排水事業会計）経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年7月13日から令和8年8月14日まで

3 審査の方法

令和7年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
①水道事業会計	—	20.0%
②公共下水道事業会計	—	20.0%
③農業集落排水事業会計	—	20.0%

※ 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。

① 水道事業会計

流動比率（流動資産と流動負債の割合）は671.3%であり、実質的な資金不足額はない。

② 公共下水道事業会計

流動比率は544.8%であり、実質的な資金不足額はない。

③ 農業集落排水事業会計

流動比率は99.7%であるが、流動負債のうち、企業債元金償還金については全額一般会計からの繰入が見込まれており、これを踏まえると実質的な資金不足額はない。

5 是正改善を要する事項

特になし。